

鹿沼市部設置条例の一部改正について

次のように改める。

令和5年2月21日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市部設置条例の一部を改正する条例

鹿沼市部設置条例（平成9年鹿沼市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次の」の次に「室及び」を加え、同条の表総合政策部の項の前に次のように加える。

秘書室

第2条各号列記以外の部分中「部」を「室及び部」に改め、同条中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号中エ及びオを削り、カをエとし、キからコまでをオからクまでとし、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 秘書室

- ア 秘書に関すること。
- イ 広報及び広聴に関すること。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。